

木造出来島地区で市内初の津波避難訓練を実施しました

市内で唯一、津波の避難対象となっている木造出来島地区で9月8日、津波を想定した避難訓練が行われ、地域住民約100人が、避難経路などを確認し災害に備えました。

訓練は、本県西方沖を震源とする地震が発生し、つがる市で震度6強を観測、大津波警報が発令され、約30分後に津波が到達する一。との想定で行われました。参加者は、防災無線の避難指示に従い避難を開始。川から津波が逆流する恐れがあることから、石沢川の北側と南側で地区を分け、それぞれの一時避難場所に向かいました。また、指定避難所の出来島コミュニティ消防センターでは、炊き出しやテント設営など避難所生活を想定した訓練も行われました。



避難経路を確認しながら一時避難場所に向かう地域住民

防災行政用無線放送による緊急地震速報伝達訓練を実施します

市では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、国から送られてくる緊急情報を人工衛星などから瞬時に市民の方へ情報伝達する仕組み「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を用いて、防災行政用無線による情報伝達訓練を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

実施日時 11月5日(火) 10時ころ

伝達手段 市内に設置している防災行政用無線子局および室内に設置している個別受信機から一斉に放送

放送内容(予定)

♪上がりチャイム音～「ただいまから訓練放送を行います。こちらは、防災つがる市です」～

「♪緊急地震速報チャイム音～緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です」を3回放送～「こちらは、防災つがる市です。これで訓練放送を終わります」～♪下りチャイム音

※気象の状況等によっては、訓練放送を中止することがあります。

【問い合わせ先】 総務課 電話42-2111 (内線342)



「松の館」臨時閉館のお知らせ

現在「松の館」となりで、市指定文化財「旧木造中央公民館講堂」の移築復元工事を実施しています。

このたび、松の館と講堂をつなぐ電気工事にとともに、松の館全館が停電となるため、以下の日程で臨時閉館いたします。

利用者の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

閉館日 10月19日(土)、20日(日)

【問い合わせ先】

教育委員会社会教育文化課 電話49-1200



旧木造中央公民館講堂の工事状況
9/10現在

つがる出張所からののお知らせ

戸籍システム機器の入替作業のため、10月25日(金)17時から27日(日)19時まで、戸籍に関する証明書の発行ができません。

皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】 つがる出張所(イオンモールつがる柏内)
電話27-5021 開庁時間10時～19時

赤い羽根共同募金の普及を応援します

「つがるちゃんピンバッジ」

10月1日から始まった赤い羽根共同募金運動に合わせ、県共同募金会(元木篤子会長)と市共同募金委員会(鶴賀善宏会長)は、つがるちゃんをモチーフにしたピンバッジを500個限定で作りました。市社会福祉協議会木造支所の窓口で500円以上募金すると、1個を進呈します。

詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ先】 市共同募金委員会事務局
(市社会福祉協議会木造支所)

電話42-4660



市の助成を利用して禁煙にチャレンジしてみませんか？

下記対象医療機関で、国民健康保険を適用した禁煙外来治療を受け、治療を終了した方に対し、2万円を上
限として禁煙外来治療費の助成を行います。

1. 希望する方は、国民健康保険課の窓口で禁煙外来治療の助成を申請してください。

申請資格 (次のすべてに該当する方)

- ①申請日から治療終了日まで継続してつがる市国民健康保険に加入している方
- ②申請日において20歳以上の方
- ③申請日において納期限の到来した国民健康保険税に滞納がない世帯の方

必要なもの 国民健康保険被保険者証、認め印

申請期限 11月8日(金) ※土日・祝日は受け付けできません。

定員 30人 (定員に達し次第申請受付を終了させていただきます)

助成金額 禁煙外来治療にかかった自己負担額 (保険適用分。上限2万円)

2. 助成決定後、対象医療機関に予約して国民健康保険が適用される禁煙外来治療を開始してください。

対象医療機関 山内クリニック (つがる市木造末広45番地24 電話42-7171)

ファミリークリニック☆希望 (つがる市富港町山里1番地1 電話56-2148)

※治療は通常5回の受診が必要で、約12週間かかります。

※治療5回以内に禁煙が成功したと医師が証明しなかった場合は、助成金の請求はできません。

【問い合わせ先】 国民健康保険課 電話42-2111 (内線272)



「みなし健診」にご協力ください

「みなし健診」とは、治療中の医療機関で実施した血液検査などの結果を市へ提出することで、特定健診を受けたとみなす健診のことをいいます。

下記の検査結果が必要となりますが、通院している医療機関での検査項目が不足している場合は、不足分の検査を無料で受けることができます。

必要な検査項目 身体計測 (身長、体重、腹囲)、血圧測定、血液検査 (肝機能、血中脂質、糖代謝)、尿検査

対象 40～74歳のつがる市国民健康保険被保険者で、定期的に通院している方のうち、今年度の特定健診を受診していない方、または申し込みをしていない方 (対象となる方には既に通知しましたが、通知書が届かない方でみなし健診にご協力できる方は、国民健康保険課へご連絡ください)

料金 情報提供にかかる料金および、特定健診の基本的検査項目の中で通院時に実施していない検査項目を追加で実施した場合も料金は無料です (普段の治療費やお薬代はご本人の負担となります)。

みなし健診は、元気・健康ポイントの対象事業です。ご協力いただいた方には、つがる市商工会共通商品券500円分と交換できるポイントカードを送付します。

【問い合わせ先】 国民健康保険課 電話42-2111 (内線273)



未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

児童扶養手当の受給者のうち未婚のひとり親の方に対し、臨時・特別の措置として給付金を支給します。

支給対象者 (次のすべての要件を満たす方)

- ①令和元年11月分の児童扶養手当を受給する父または母
- ②基準日 (令和元年10月31日) において、これまでに婚姻 (法律婚) をしたことがない方
- ③基準日 (同上) において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

支給額 17,500円

支給日 令和2年1月10日(金) 児童扶養手当1月定時支払日と同日

申請方法 申請書に必要事項を記入の上、戸籍謄本 (本人分) を併せて福祉課まで提出してください。

申請期限 12月26日(木) ※土日・祝日は受け付けできません。

※現在児童扶養手当受給資格を有する方で当該給付金の対象となり得る方にはすでに申請書を送付しています。要件を満たしているのに申請書が届いていない方は、下記問い合わせ先までご連絡願います。

【問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111 (内線233)